

事 務 連 絡
令和 6 年 1 月 4 日

各区市 防災所管課長 }
地域活動所管課長 } 殿

東京都総務局総合防災部事業調整担当課長
生活文化スポーツ局都民生活部企画調整担当課長

出火防止対策促進事業に関する戸別訪問の実施について

平素より、都の防災事業に格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今年度、都の「出火防止対策促進事業」において、関係区市と連携し、木造住宅密集地域内の木造住宅を対象に感震ブレーカーを配布するとともに、出火防止対策に関する普及啓発を進めてきました。12月までに一定の申込件数に達することができ、皆様のご理解とご協力に御礼申し上げます。

今後、対象世帯の方へ向けた出火防止対策の取組を促進するため、下記のとおり戸別訪問を実施いたします。

各区市におかれましては、可能な範囲で域内への周知にご協力をお願い申し上げます。

記

- 1 戸別訪問を予定している各区市の対象町丁目（【別紙1】参照）
 - (1)火災危険度5・4及び火災危険度3の一部を対象としています。
 - (2)【別紙1】のうち、感震ブレーカー配布申込のない世帯を対象とします。
 - (3)訪問時期は、1月中旬から3月上旬を予定しています。
- 2 戸別訪問の方法
 - (1)本事業の受託事業者が配布員として訪問（土日・祝日を含む。）
（訪問時間帯は、9時から17時までを予定）
 - (2)配布員は、都の受託事業者であることが分かる帽子、ビブス及び名札を着用
（【別紙2】参照）
 - (3)配布員は、普及啓発用リーフレットをもとに出火防止対策について説明するとともに感震ブレーカーを配布
 - (4)1回目の訪問時に不在の際は、リーフレットを投函（【別紙3】参照）。リーフレ

ットには電話での感震ブレーカー申込みを受付する旨も記載。

※特設ホームページ上のWebやハガキによる申込みは、令和5年12月31日（日）までで受付終了。令和6年1月4日（木）からコールセンターでの電話申込を受付開始。

(5)不在の場合は、2回目の訪問を実施。その時にも不在の際は、訪問終了。

3 各区市においてご協力いただきたい事項（例）

(1)町会・自治会への事前周知（別途ご連絡いたします。）

(2)各区市のホームページやSNS等における周知

○感震ブレーカーの配布に関すること
総務局総合防災部防災管理課調整担当
電話：03-5320-7449
E-mail：S0000040@section.metro.tokyo.jp

○町会・自治会に関すること
生活文化スポーツ局都民生活部
地域活動推進課地域活動支援担当
電話：03-5388-3166
E-mail：S1121202@section.metro.tokyo.jp